

○所得制限限度額（令和 6 年 11 月以降）

（単位：円）

扶親等数 養族の	本人				孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000

（注 1）受給資格者収入から給与所得控除等を控除し、養育費の 8 割相当額を加算した額から、政令等で定められた額を控除した後の金額と上表の所得額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定する。

（注 2）所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族並びに 16 歳以上 19 歳未満の同法に定める控除対象扶養親族がある場合には、制限限度額（所得ベース）は、上記の額に次の額を加算した額とする。

（1）本人の場合

- ① 老人控除対象配偶者または老人扶養親族 1 人につき 10 万円
- ② 特定扶養親族または 16 歳以上 19 歳未満控除対象扶養親族 1 人につき 15 万円

（2）孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の場合

- ① 老人扶養親族 1 人につき（ただし、扶養親族全員が老人扶養親族の場合は 1 人除く） 6 万円

【例】扶養義務者

扶養親族数 1 人（うち老人扶養親族 1 人）の場合 制限限度額 274 万円
 扶養親族数 2 人（うち老人扶養親族 1 人）の場合 制限限度額 318 万円

（注 3）政令は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。